中小企業 事業主様・人事労務ご担当者様へ

育児・介護休業法に沿って、男女従業員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備しましょう

男性も 女性も 育休をとりやすい職場づくりを専門家がサポートします

無料

2024年5月に改正された育児・介護休業法の主な内容等は以下のとおりです。

2025年4月施行
- 子の看護等休暇の取得事由・対象の拡大
- 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- 育児休業取得状況の公表義務対象拡大

2025年10月施行
- 柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮

こんなお悩みはありませんか？



従業員の育児休業取得について、無料でご相談いただけます。

育休をとりやすい・復帰しやすい職場をつくるため、仕事と育児の両立支援のノウハウを備えた「**仕事と家庭の両立支援プランナー**」が、厚生労働省の「育休復帰支援プラン策定マニュアル」をもとにアドバイスいたします。

支援のお申込み

ホームページよりお申込みください
（お電話でもお申込み可能です）

いくぷら 検索

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/
TEL:03-5542-1740

確認事項がございますので、おって事務局よりお電話させていただきます

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、くらし、みらいのために
中小企業 育児・介護 休業等推進支援事業
厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業

「仕事と家庭の両立支援プランナー」による支援お申込みの流れ

無料支援

1. 事業ホームページまたは電話でお申込み
2. お申込み受付後、確認事項がございますので、事務局よりお電話させていただきます
3. ご希望の日時に、両立支援プランナーが訪問または、オンラインでご対応します

育児をしている従業員がいない場合も支援をお申込みいただけます

Q 仕事と家庭の両立支援プランナーとは

A 仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ、**社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家**です。事業主から労働者に向けた支援方法についてアドバイスします

Q 育休復帰支援プランとは

A 事業主が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定する計画書です

「育休復帰支援プラン」を策定すると、こんなメリットがあります！

- 人材の確保
- 業務の効率化
- 働き方改革

両立支援等助成金の育児休業等支援コースでは「育休復帰支援プラン」の策定が必須となります

「両立支援等助成金」については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ

育児・介護両立支援事務局

いくぷら 検索

TEL:03-5542-1740

月～金曜日　9:00 ～ 17:30 ※年末年始を除く

※本事業は厚生労働省から株式会社パソナが受託し、運営しています

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業 育児・介護 休業等推進支援事業

厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業